

# 裁 決 書

審査請求人 住所  
氏名

処 分 庁 名古屋市緑区社会福祉事務所長

審査請求人（以下、「請求人」という。）が令和2年2月10日付けで提起した処分庁による令和2年1月27日付け生活保護法（昭和25年法律第144号。以下、「法」という。）第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分（以下、「原処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

## 主 文

本件審査請求を認容し、原処分を取り消す。

## 事 案 の 概 要

- 1 平成28年6月27日、請求人は貯金と老齢基礎厚生年金の収入で生活していたが、貯金を消費し生活に困窮するとして処分庁へ生活保護申請を行った。
- 2 同年7月11日、処分庁は平成28年6月27日付けで保護を開始する決定を行った。
- 3 令和元年6月10日、処分庁職員は、請求人から収入申告書及び年金支払通知書の写しを受理し、令和元年6月以降に請求人に支給される老齢基礎厚生年金の金額が、2カ月分で■■■■円であることを確認した。
- 4 同年10月10日、処分庁職員は、請求人より、年金生活者支援給付金（以下「本件給付金」という。）の受給手続きを行い、月額■■■■円の支給があるとの申立てを受けた。また、その際に請求人は、切手代を払って申請した旨を処分庁職員へ伝えた。
- 5 同年12月23日、処分庁は、請求人が受給した本件給付金について、令和元年12月分及び令和2年1月分の収入として、それぞれ■■■■円を収入として認定する保護変更決定処分を行った。その上で、当該処分により過払いとなった保護費については、令和2年2月分の収入として認定する旨、請求人に通知した。
- 6 令和2年1月27日、処分庁は、上記5により収入認定することとした■■■■円及び令和2年2月分の本件給付金■■■■円を収入として認定する原処分を行った。
- 7 令和2年2月10日、請求人は愛知県知事に対し、原処分を不服として審査請求を行った。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

原処分を取り消して欲しい。

毎月、年金収入額 [ ] 円が収入認定されているが、支援金が収入とされ、収入認定額が [ ] 円となり、生活扶助費が [ ] 円となった。本件給付金は、消費税10%引き上げに対応して、所得金額が一定基準以下の方に支給されると案内があり、生活保護受給者が支給の対象外とはされていない。にもかかわらず、支援金が差し引かれており、考えられないことである。

年金機構に相談したところ、「所得にはなりません」との返答があった。

### 2 処分庁の主張

審査請求の棄却を求める。

原処分については、法及び関係通知に照らして適切に保護費を算定しているものであることから、違法又は不当な点はない。

## 理 由

### 1 本件に係る関係法令等の規定について

- (1) 保護の程度について法第8条は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」(第1項)と規定し、また、保護の基準について、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」(第2項)と規定している。

そして、これらの法の規定を受けて、厚生労働大臣は、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)を定め、その中で、年齢別、世帯人員別及び地域別等に区分した基準生活費及び加算等の最低生活費を規定している。

- (2) 保護の程度の具体的な内容は、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)において、「当該世帯につき認定した最低生活費と認定した収入との対比によって決定すること」(次官通知第10要約)とされており、保護基準から当該世帯の収入(次官通知第8による収入充当額)を差し引いた額を保護費とすることが定められている。

- (3) 恩給、年金等の収入については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の1の(4)のアにおいて、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と規定している。
- (4) 局長通知第10の2の(8)において、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、(中略)当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。(この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。)」と規定している。
- (5) 令和元年12月から支払いが開始される本件給付金については、「年金生活者支援給付金の支給決定情報にかかる留意点と保護費への反映について」（令和元年11月6日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡。以下「事務連絡」という。）2において、「局長通知第8の1の(4)のアにより、実際の受給額を同年12月と令和2年1月に分割して収入認定」とされている。
- また、事務連絡4①において、「給付金の請求手続に当たって、郵送料(簡易なはがき型の請求書(TA様式)の郵送により手続きした場合、63円)を要した場合、次官通知の第8の3の(2)のアの(イ)により、実際必要額を認定」とされ、その際、「実際必要額の認定に当たっては被保護者からの申告等により行うものとし、挙証資料の提出を求めずに認定して差し支えない」とされている。

## 2 原処分の適法性について

### (1) 原処分の収入認定について

原処分は、令和2年2月分の保護費の支給に当たり、①処分庁が令和元年12月23日付けで行った保護変更決定処分により過払いとなった〇〇〇〇円、②令和2年2月分の本件給付金〇〇〇〇円及び③令和2年2月分の年金収入額〇〇〇〇円を収入認定額とする、保護変更決定処分であると認められる。

そこで、原処分の内容について検討するに、まず、最低生活費は保護基準どおり適正に算定されたものと認められる。また、本件給付金につき、収入認定すること自体については、関係通知等の規定に基づき、適正に行われたものであると認

められる。

この点、請求人は本件給付金が消費税 10%引き上げに対応して、所得金額が一定基準以下の方に支給されること及び生活保護受給者は支給の対象外とはされていないことを理由に、収入認定することが不当である旨主張するが、事務連絡 2において、「実際の受給額」を収入として認定するよう定められている。したがって、処分庁が本件給付金について、令和元年 12 月分、令和 2 年 1 月分及び令和 2 年 2 月分につきそれぞれ [REDACTED] 円を収入認定の対象としたことについて誤りはない。

なお、請求人は年金機構から「所得にはならない」との回答があったと主張しているが、本件給付金による収入が課税所得の対象となるか否かと、生活保護制度において収入として認定されるか否かは別の問題であって、仮にそのような回答があったとしても、原処分に影響を及ぼすものではない。

### (2) 必要経費の認定について

次に、本件給付金の収入に係る必要経費について検討するに、処分庁により提出されたケース記録によれば、令和元年 10 月 10 日、請求人は処分庁職員に対して、「切手代を払って申請した」旨の申立てを行っている。

この点、事務連絡 4 では、「給付金の請求手続に当たって、郵送料（中略）を要した場合、次官通知の第 8 の 3 の（2）のアの（イ）により、実際必要額を認定」とされ、挙証資料の提出を求めることなく、被保護者からの申告により行って差し支えないとされている。

そうすると、本件では請求人から切手代について必要経費として申告があったものと認められるから、本来、令和元年 12 月分の本件給付金の収入額から、切手相当額を差し引いた額を収入認定すべきであったものと解される。しかしながら、処分庁は、令和元年 12 月 23 日付けの保護変更決定処分及び原処分いずれにおいても、それを差し引くことなく、本件給付金全額について収入認定しているものと認められる。また、本件審査請求の審理手続終結時点において、処分庁が切手相当額を必要経費として認定した事実も認められない。

## 3 結論

以上のとおり、原処分については、本件給付金を収入認定したこと自体に誤りは認められないが、本来必要経費として認定すべき切手相当額につき、収入から控除されることなく収入認定が行われた点については、法及び関係通知等の規定に反する不当な処分であると言わざるを得ず、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 46 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年6月4日

愛知県知事 大村 秀

